

令和6年度 第2回
杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 次第

令和7年2月18日(火)午後7時
杉並区役所 中棟6階 第4会議室

1 開 会

会長挨拶
保険福祉部長挨拶

2 議 題

(1) 諮問事項の審議

令和6年度諮問第2号

令和7年度国民健康保険料率等の改定について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 諮問文(写)
- ・ 令和6年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

令和6年度 第2回
杉並区国民健康保険事業
の運営に関する協議会

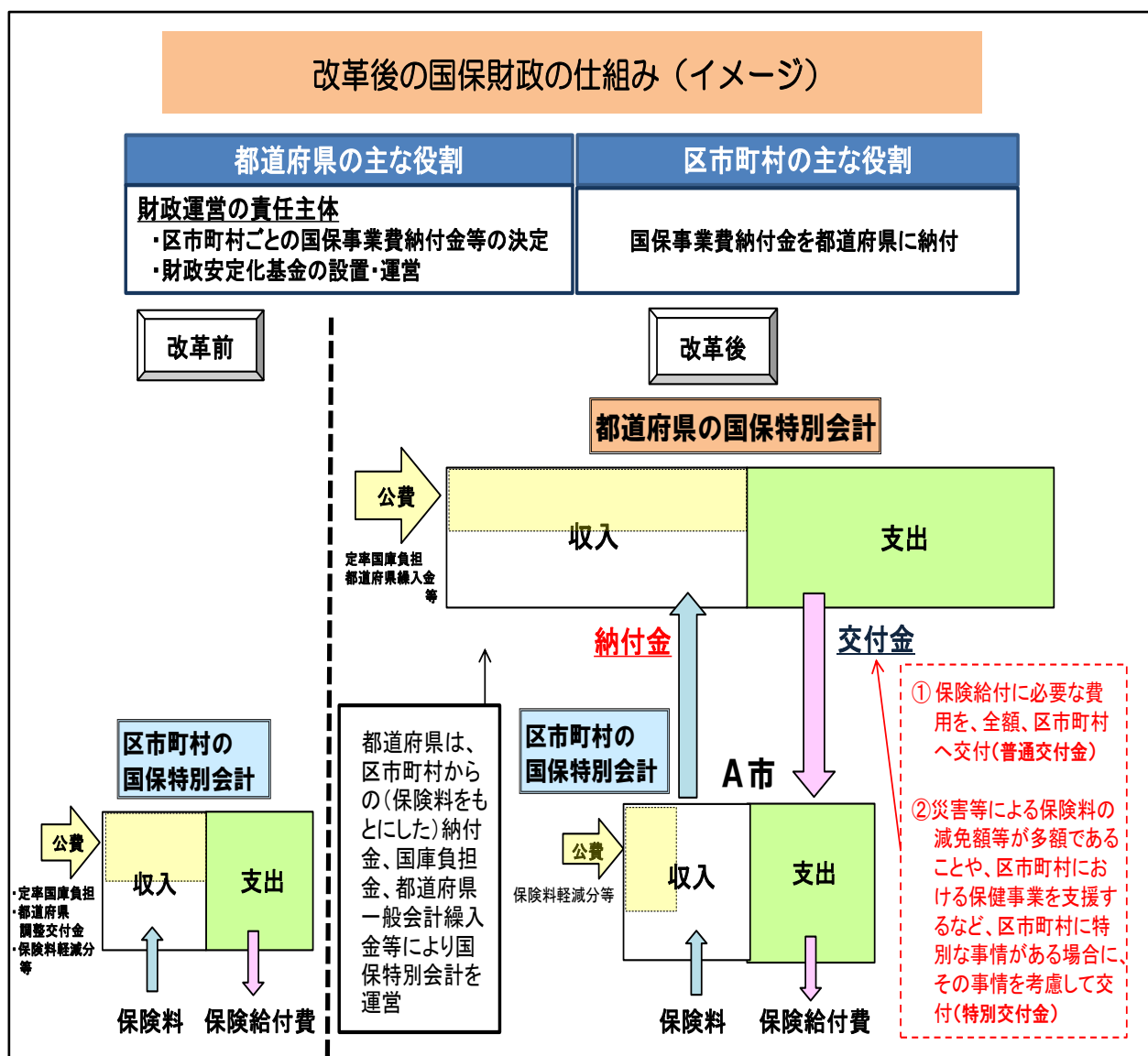
資 料

令和7年2月18日
杉並区保健福祉部国保年金課

国民健康保険制度改革（平成30年4月）の概要

国は、将来にわたって国民健康保険制度（以下「国保制度」という。）を維持するため、新たに東京都が財政運営の責任主体となる国保制度改革を平成30年4月に実施しました。

都は、この改革により「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率」を決定・通知することになりました。区は、都が定めた標準保険料率を参考に、保険料率等を定め賦課・徴収するとともに、納付金を都に納付する仕組みに変わりました。



I 令和7年度 杉並区国民健康保険料率等の算定

(条例第14条の4、14条の8、第14条の12、第14条の16、第15条の4 関係)

1 令和7年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定について

特別区は、令和7年1月に国の確定係数に基き都が示した納付金等を参考にして、令和7年度特別区国民健康保険基準保険料率を算定し、特別区長会総会において決定します。

国保制度改革に伴う特別区の対応方針(平成29年11月14日区長会総会)

将来的な方向性〔都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は削減〕に沿って段階的に移行すべく23区統一基準で対応する。

ただし、この基準を参考に各区独自に対応することも可。

令和6年度以降の保険料算定におけるロードマップと介護納付金分の所得割率統一について (令和6年2月16日区長会総会)

当初計画から遅れた2年を延長することとし、令和8年度で納付金の100%を賦課総額にする。介護納付金分の所得割率については、令和6年度から23区統一の基準保険料率を示すこととし、ロードマップ達成時期(令和8年度)までの期間を経過措置期間とする。

○令和7年度基準保険料率算定における基本的な考え方

特別区では、保険料で賄う経費として、都が示す納付金と、保険料の対象となる経費(葬祭諸費、出産諸費及び保健事業等)を合わせて賦課総額としています。しかし、コロナ禍の影響等で都における納付金の算定にブレが生じてしまっている中、賦課総額を抑制する観点から、次の負担抑制策を講じています。

＜激変緩和措置の延長＞

国保制度改革における保険料の急激な上昇を抑えるため、国・都と共に令和5年度までの6年間の激変緩和措置を講じてきましたが、特別区は独自に、コロナ禍等の影響により当初計画から遅れた2年間を延長し令和8年度に終了する計画に変更しました。その結果、令和7年度保険料では納付金を99%に抑制(▲1ポイント)して算定しました。【R7:99%、R8:100%】

○杉並区の介護納付金分の所得割率について

令和7年度の介護納付金分の所得割率は、医療分・後期支援金分と同様に特別区の基準保険料率としました。

※2 賦課総額の基本的な考え方 参考資料1

※3 激変緩和措置期間 参考資料2

＜令和7年度特別区の納付金額＞

単位:千円

特別区	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計
納付金算定額	207,907,638	73,317,756	26,341,164	307,566,558
激変緩和率	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%相当
負担抑制後額	205,828,562	72,584,578	26,077,752	304,490,892

2 保険料の賦課限度額

(1) 賦課限度額

国民健康保険法施行令の改定に伴い、医療分の賦課限度額は66万円（前年度比1万円増）、支援金分は26万円（前年度比2万円増）、介護分は17万円（前年度と同額）とします。

3 令和7年度の杉並区保険料率

国の制度改革及び令和7年度特別区国民健康保険料算定の考え方を踏まえて、区の令和7年度保険料率等を算定した結果、以下のとおりとなりました。

医療分

○賦課割合	所得割：均等割	=	60：40（前年度62：38）
○賦課限度額	66万円	（前年度 65万円 1万円増）	
○均等割額	47,300円	（前年度 49,100円 1,800円減）	
○所得割料率	7.71%	（前年度 8.69% 0.98ポイントの減）	

支援金分

○賦課割合	所得割：均等割	=	60：40（前年度61：39）
○賦課限度額	26万円	（前年度 24万円 2万円増）	
○均等割額	16,800円	（前年 16,500円 300円増）	
○所得割料率	2.69%	（前年度 2.80% 0.11ポイントの減）	

介護分

○賦課割合	所得割：均等割	=	59：41（前年度と同じ）
○賦課限度額	17万円	（前年度と同じ）	
○均等割額	16,600円	（前年 16,500円 100円増）	
.....			
○所得割料率	※各区で設定可		
	杉並区	2.25%	（前年度 2.20% 0.05ポイントの増）

4 保険料率等の算定にかかる参考資料

- 特別区国保における保険料率等の推移
参考資料3
- 令和7年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要
参考資料4
- 杉並区国民健康保険被保険者数の推移
参考資料5

Ⅱ 保険料の軽減に係る条例改正（条例第18条の2関係）

（１）国民健康保険法施行令の改正に伴い、減額の対象となる所得の判定基準額について、それぞれ次のとおり引き上げます。

○５割軽減の対象世帯 現行：29万5,000円 ➡ 改正後：30万5,000円（10,000円増）

○２割軽減の対象世帯 現行：54万5,000円 ➡ 改正後：56万円（15,000円増）

（２）減額する均等割額について、それぞれ次のとおり改めます。

区 分		令和7年度(案)	令和6年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	33,110円	34,370円	-1,260円
	5割	23,650円	24,550円	-900円
	2割	9,460円	9,820円	-360円
後期高齢者支援金等賦課額に係る被 保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	11,760円	11,550円	210円
	5割	8,400円	8,250円	150円
	2割	3,360円	3,300円	60円
介護納付金賦課額に係る 被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	11,620円	11,550円	70円
	5割	8,300円	8,250円	50円
	2割	3,320円	3,300円	20円

Ⅲ 未就学児の被保険者等均等割額の減額に係る条例改正（条例第18条の3関係）

基礎賦課分及び後期高齢者支援金等の均等割額の変更に伴い改正する。

区 分		令和7年度(案)	令和6年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	7,095円	7,365円	-270円
	イ	11,825円	12,275円	-450円
	ウ	18,920円	19,640円	-720円
	エ	23,650円	24,550円	-900円
後期高齢者支援金等賦課額に係る 被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	2,520円	2,475円	45円
	イ	4,200円	4,125円	75円
	ウ	6,720円	6,600円	120円
	エ	8,400円	8,250円	150円

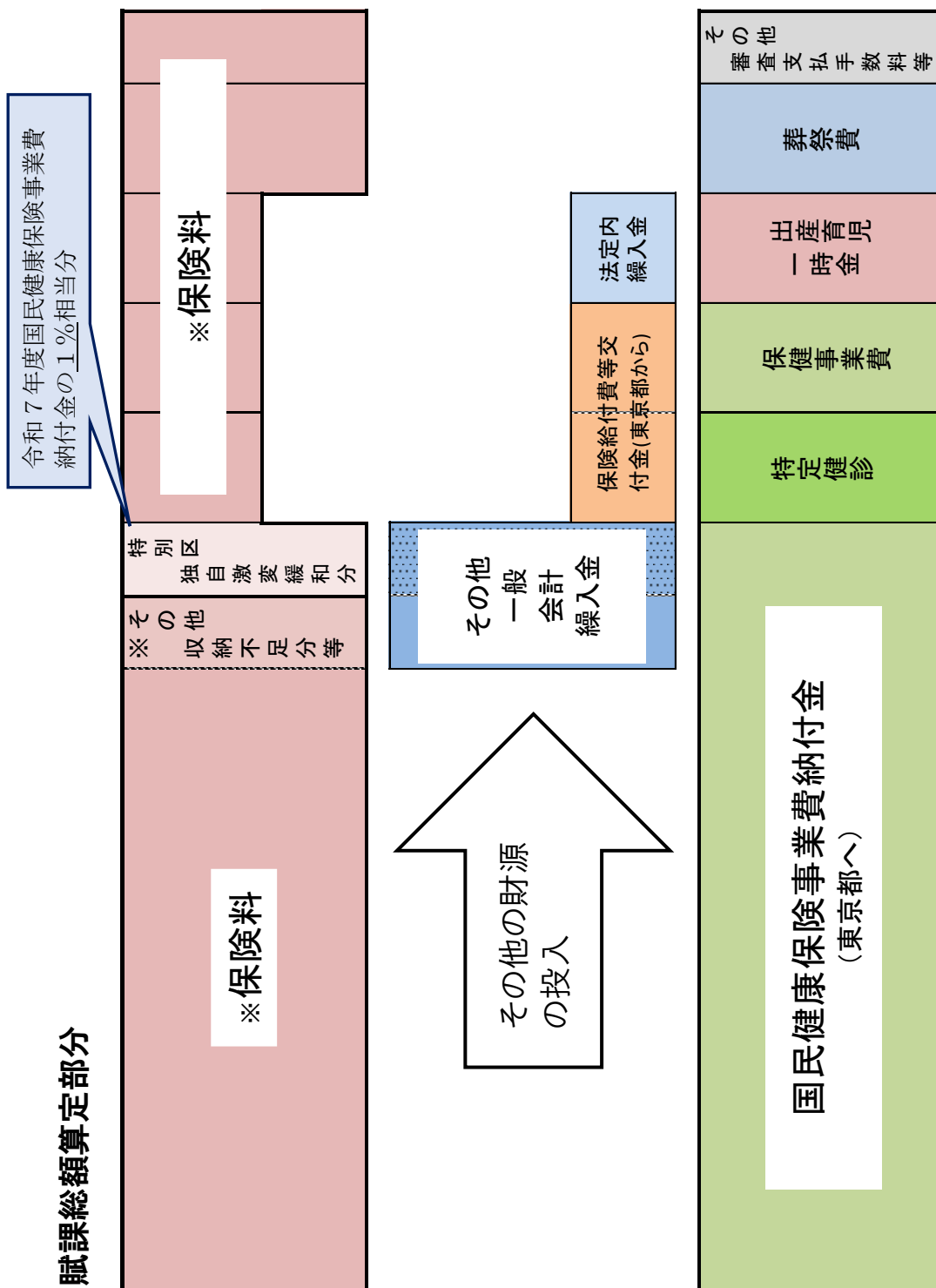
Ⅳ 出産被保険の保険料の減額に係る条例改正（条例第18条の4関係）

基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の均等割額の変更に伴い改正する。

区 分		令和7年度(案)	令和6年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の 出産被保険者1人について 定める額	ア	14,190円	14,730円	-540円
	イ	23,650円	24,550円	-900円
	ウ	37,840円	39,280円	-1,440円
	エ	47,300円	49,100円	-1,800円
後期高齢者支援金等賦課額に係る 被保険者均等割額の 出産被保険者1人について 定める額	ア	5,040円	4,950円	90円
	イ	8,400円	8,250円	150円
	ウ	13,440円	13,200円	240円
	エ	16,800円	16,500円	300円
介護納付金賦課額に係る 被保険者均等割額の 出産被保険者1人について 定める額	ア	4,980円	4,950円	30円
	イ	8,300円	8,250円	50円
	ウ	13,280円	13,200円	80円
	エ	16,600円	16,500円	100円

賦課総額の基本的な考え方（令和7年度 イメージ図）

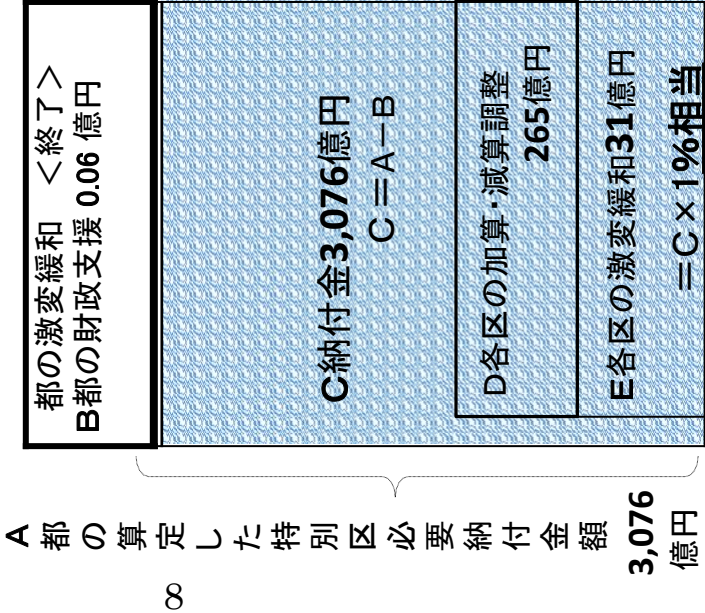
※ 賦課総額算定部分



激 変 緩 和 措 置 期 間

- ・令和7年度に23区が東京都に支払う納付金の算定で、特別区に対する都の財政支援額は 0.06 億円です。
- ・保険料率の設定と、法定外繰入（特別区激変緩和分+未収分）は密接に関連します。このため、医療費等の増分（激変緩和分含む）は、段階的に保険料率等を上げていくことで、法定外繰入を縮減するとともに、収納率が100%に満たない未収分の法定外繰入は、引き続き収納率向上の取り組みを強化し、縮減していく必要があります。

＜令和7年度 特別区の激変緩和＞



特別区国保における保険料率等の推移

区分		令和7年度 (案)		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
医療分・支援金分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
	所得割率 ※	10.40%		11.49%		9.59%		9.44%		9.54%	
	医療分	7.71%	2.69%	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%
	均等割額	64,100円		65,600円		60,100円		55,300円		52,000円	
	医療分	47,300円	16,800円	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円
	賦課限度額	92万円		89万円		87万円		85万円		82万円	
	医療分	66万円	26万円	65万円	24万円	65万円	22万円	65万円	20万円	63万円	19万円
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	152,673円		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円	
	医療分	112,646円	40,027円	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円
	支援金分										
介護分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
	所得割率 ※	2.25%		2.20% (杉並区)		2.20% (杉並区)		2.20% (杉並区)		2.20% (杉並区)	
	均等割額	16,600円		16,500円		16,200円		16,600円		17,000円	
	賦課限度額	17万円		17万円		17万円		17万円		17万円	
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	39,565円		39,499円		38,808円		39,567円		40,879円	
合計	所得割率※	12.60%		13.69%		11.79%		11.64%		11.74%	
	均等割額	80,700円		82,100円		76,300円		71,900円		69,000円	
	賦課限度額	109万円		106万円		104万円		102万円		99万円	
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	192,238円		196,019円		182,171円		171,380円		165,868円	

※ 所得割率は、「旧ただし書き所得」に対する料率である。

1人当たり保険料年度間差	-3,781円	13,848円	10,791円	5,512円	3,716円
所得割の年度間差	-1.09%	1.90%	0.15%	-0.10%	0.22%
均等割の年度間差	-1,400円	5,800円	4,400円	2,900円	600円
賦課限度額の年度間差	3万円	2万円	2万円	3万円	0万円

令和7年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要

保険料は、年齢に応じて以下の計算式で加入者ごとに（計算式の組合せによって）計算し世帯ごとに決定されます。


 =

$$\boxed{\text{A 医療分}} + \boxed{\text{B 支援金分}}$$

40歳未満の方の国民健康保険料

(医療賦課額) (後期高齢者支援金等賦課額)

【介護保険対象外】


 =

$$\boxed{\text{A 医療分}} + \boxed{\text{B 支援金分}} + \boxed{\text{C 介護分}}$$

40歳～64歳の方の国民健康保険料

(介護納付金賦課額)

【介護保険第2号被保険者に該当】


 =

$$\boxed{\text{A 医療分}} + \boxed{\text{B 支援金分}} + \left[\boxed{\text{介護保険料}} \right]$$

65歳以上の方の国民健康保険料

(介護保険課から通知)

【介護保険第1号被保険者に該当】

A 医療分

国保加入者ごとの保険料 =
$$[\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額
 国保加入者の所得に応じてかかる

=

$$\frac{\text{国保加入者の賦課標準額 (注1)}}{\text{所得割料率 } 7.71\%}$$

【R6年度は8.69%】

(注1) 賦課標準額＝「旧ただし書き所得」＝「前年の総所得金額等」－「基礎控除額（43万円）」

②均等割額
 所得、年齢に関係なく、国保加入者全員にかかる

=

$$\frac{\text{一人年間 } 47,300 \text{ 円}}{\text{〈未就学児は半額〉}}$$

【R6年度は49,100円】

国保加入者ごとの医療分保険料を合計 → 世帯の医療分保険料・・・(A)

＊世帯の賦課限度額は66万円【R6年度は65万円】

B 支援金分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①所得割額} \\ \hline \text{国保加入者の所得に応じて} \\ \text{かかる} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{国保加入者の} \\ \text{賦課標準額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割料率 } 2.69\% \\ \text{【R 6 年度は } 2.80\% \text{】} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{②均等割額} \\ \hline \text{所得、年齢に関係なく、} \\ \text{国保加入者全員にかかる} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一人 年間 } 16,800 \text{ 円} \\ \text{〈未就学児は半額〉} \\ \text{【R 6 年度は } 16,500 \text{ 円】} \\ \hline \end{array}$$

国保加入者ごとの支援金分保険料を合計 → 世帯の支援金分保険料・・・(B)

※世帯の賦課限度額は 26 万円【R 6 年度は 24 万円】

C 介護分 (40 歳から 64 歳の方の介護保険料 介護保険第 2 号被保険者)

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①所得割額} \\ \hline \text{国保加入者のうち介護保険第 2 号} \\ \text{被保険者の所得に応じてかかる} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{国保加入者のうち介護保険} \\ \text{第 2 号被保険者の賦課標準額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割料率 } 2.25\% \\ \text{【R 6 年度は } 2.20\% \text{】} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{②均等割額} \\ \hline \text{所得に関係なく、国保加入者のうち} \\ \text{介護保険第 2 号被保険者全員にかかる} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一人 年間 } 16,600 \text{ 円} \\ \text{【R 6 年度は } 16,500 \text{ 円】} \\ \hline \end{array}$$

国保加入者ごとの介護分保険料を合計 → 世帯の介護分保険料・・・(C)

※世帯の賦課限度額は 17 万円【R 6 年度も同額】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の医療分} \\ \text{保険料 (A)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の支援金分} \\ \text{保険料 (B)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の介護分} \\ \text{保険料 (C)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の年間保険料} \\ \hline \end{array}$$

杉並区国民健康保険被保険者数の推移

区人 口			被 保 険 者 数 等						国保加入率	
			加 入	被 保 険 者	一 般	退 職	老人保健			
年 月 日	世 帯 数	人 員	世 帯 数	総 数	被 保 険 者	被 保 険 者 等	医 療 対 象 者	世 帯	人 員	
	世帯	人	世帯	人	人	人	人			
S40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%	
S45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%	
S50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%	
S55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%	
S60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%	
H2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%	
H7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%	
H12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%	
H17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%	
H22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%	
H23. 4. 1	301,277	538,703	105,737	153,894	149,171	4,723	-	35.10%	28.57%	
H24. 4. 1	301,873	539,482	104,620	151,940	147,560	4,380	-	34.66%	28.16%	
H25. 4. 1	300,905	541,253	103,761	149,907	145,888	4,019	-	34.48%	27.70%	
H26. 4. 1	303,516	545,210	102,899	147,429	144,049	3,380	-	33.90%	27.04%	
H27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%	
H28. 4. 1	311,632	555,897	100,516	140,902	138,765	2,137	-	32.25%	25.35%	
H29. 4. 1	316,152	562,065	97,411	134,604	133,397	1,207	-	30.81%	23.95%	
H30. 4. 1	319,995	566,551	94,685	128,936	128,422	514	-	29.59%	22.76%	
H31. 4. 1	324,066	571,512	92,803	124,909	124,805	104	-	28.64%	21.86%	
R2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%	
R3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%	
R4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	113,141	0	-	26.39%	19.82%	
R5. 4. 1	328,310	572,468	84,310	109,644	109,644	0	-	25.68%	19.15%	
R6. 4. 1	332,091	574,841	84,010	107,725	107,725	0	-	25.30%	18.74%	

注 区人口は外国人住民を含む